

第7章 生徒指導

1 一人一人を生かす生徒指導

(1) 生徒指導の意義

生徒指導とは、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動のことです。すなわち、生徒指導は、すべての児童生徒のそれぞれの人格のよりよき発達を目指すとともに、学校生活がすべての児童生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになることを目指しています。生徒指導は学校の教育目標を達成するうえで重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで学校教育において重要な意義を持つものと言えます。

各学校においては、生徒指導が、教育課程の内外において一人一人の児童生徒の健全な成長を促し、児童生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、その一層の充実を図っていくことが必要です。

(「生徒指導提要『生徒指導の意義』」文部科学省 平成22年3月)

自己指導能力とは、自己をありのままに認め（自己受容）、自己への深い洞察を加え（自己理解）、これらを基盤に自らの目標を確立していく能力です。また、その目標を達成するため、自発的、自律的に自らの行動を選択・決断し、責任をもって実行する能力です。

自己指導能力を育成するためには、「共感的な人間関係」を築くことが大切です。共感的な人間関係があつてこそ児童生徒の自己受容、自己理解が一層促進されます。また、「自己存在感」をもつことができるように配慮することが求められます。児童生徒が、自分の役割を自覚し、集団の一員として存在感を抱くことができれば、自信や誇りをもって意欲的に物事に取り組むことができます。さらに、「自己決定」の場をできるだけ用意することが重要です。日常生活の様々な場面で、自らの行動を選択・決断し、実行し、責任をとるという経験を通して自己指導能力の育成が図られるからです。

なお、自己指導能力は、学習指導の場を含む、学校生活のあらゆる場や機会を通して育まれます。すなわち、授業や休み時間、放課後、部活動や地域における体験活動の場においても、生徒指導を行うことが必要になってきます。

その際、問題行動等目前の問題の対応だけに終わることがないようにする必要があります。発達の段階に応じた自己指導能力の育成を図るには、年齢と共に形成される精神性や社会性を考慮し、どの児童生徒にも一定水準の自己指導能力が形成されるよう計画的に生徒指導を行うことが求められます。

他方で、個々の児童生徒の発達状況を踏まえた個別の指導や援助も大切です。望ましい部分はさらに伸ばし、足りない部分を補うことが必要だからです。

ア 個性尊重の生徒指導を支える人間観

生徒指導では、個性的な資質能力を伸ばしていくことも重要です。例えば、次のようなことです。

今、目の前にいるAさんは、世界中に一人しかいません。Aさんの代わりとなる人は、

誰一人としていません。一人一人の人間はこのような絶対的な存在、すなわち、かけがえない存在です。一人一人の児童生徒の存在を重視する人間観に立って、児童生徒の個人的な特徴を大切にすることが個性の尊重です。つまり、「Aさんの興味・関心、適性・能力がこうだから、Aさんの個性を大切にしよう」ということではなく、「Aさんという人間の存在が大事だから、Aさんの個性を大切にしよう」ということです。

イ 児童生徒の自己成長力を信じた関わり

児童生徒は、思春期に差しかかる小学校高学年の頃から保護者や教師の価値観に対して疑問を抱くようになります。そして、「自立したい心」と「依存したい心」の両方をもち、保護者や教師の指示に急に反抗的になることがあります。しかし、大人に対して反抗し批判しつつも、児童生徒は保護者や教師の生き方を見ながら成長していきます。

したがって、教師は「人は必ずよりよい方向へ成長しようという欲求をもった存在である」ということを信じて、児童生徒と関わる必要があります。

ウ 生徒指導の三つの機能の発揮

児童生徒の自己指導能力を育成するために留意することは、以下の三点です。

- ① 自己存在感や自己有用感を高めることができるように、学級活動、児童会・生徒会活動、学校行事等で自分の役割を果たし、所属の喜びを味わうことができる活動の場を設定する。
- ② 共感的な人間関係を構築することができるように、異学年交流やボランティア活動等において、一人一人が互いの違いを認め合い、支え合う場を設定する。
- ③ 児童生徒が自ら考え、正しい判断と責任ある行動ができるように、日頃から、自己選択や自己決定の場を多く設定する。

(2) 児童生徒との信頼関係づくり

児童生徒は「私の気持ちを理解してほしい」と、心の奥で思っています。その気持ちを捉えることが児童生徒理解の第一歩です。児童生徒の考えや行動を共感的に理解しようとするためには、一人一人の考え方や価値観を認め、言動の背景を捉えて、それを受容的に受け止める必要があります。そのためには、普段から児童生徒との触れ合いを大切にし、信頼関係をつくり、児童生徒が周りから受け入れられ認められていると実感できるようにしなくてはなりません。その中で、児童生徒が素直に自分の気持ちを話せるような温かい雰囲気づくりに努めます。

ア 児童生徒の理解を深めるための基本的姿勢

- (ア) 受容（児童生徒一人一人を分け隔てなく、ありのまま受け止める姿勢）
- (イ) 共感的理解（児童生徒の感情をあたかも自分のことであるかのように受け止める姿勢）
- (ウ) 自己一致（教師自身が自分を飾ったり繕ったりしないで、自分の考えや感情を誠実に児童生徒に伝える姿勢）

イ 児童生徒理解の方法

児童生徒の内に秘めている可能性を捉え、どこを伸ばすように指導・援助すればよいかを考えるために、様々な角度から、様々な方法で児童生徒を理解するように努めます。基礎資料としては、指導要録や家庭環境等についての資料があります。方法としては、次のようなものがあります。

第7章 生徒指導

- (ア) 観察法（具体的な言動の観察）
- (イ) 面接法（個別面談、全員面談週間等）
- (ウ) 検査法（知能検査、性格検査、適性検査等）
- (エ) 質問紙等による方法（選択肢法、自由記述法等）
- (オ) 日記、作文等による方法（班ノート、個人生活記録ノート等）

ウ 児童生徒理解の留意点

- (ア) 先入観をもたず、児童生徒の立場になって考える。
- (イ) 児童生徒をかけがえのない存在として捉え、一人一人の人格を尊重する。
- (ウ) 児童生徒の心の動きを敏感に捉えるように心がける。また、言動の背景にある問題を早期に捉えるように努める。
- (エ) 授業中だけでなく、休み時間、給食時間、清掃時間等、観察の場をなるべく多くもち、児童生徒を総合的・多面的に捉えるように努める。ある一つの行動や性格の一面だけを取り上げて、その児童生徒を評価しない。
- (オ) 児童生徒を、友人関係や集団との関わり合いの中で捉える。
- (カ) 普段から一人一人の児童生徒の観察結果を教師間で共有できるようにしておく。また、学級担任は、養護教諭、各教科や部活動の担当教師等の意見や助言を積極的に求め、連携しながら指導に当たる。
- (キ) 児童生徒理解の記録には、個人のプライバシーに関わる事柄も含まれる。近年、個人情報保護の重要性はますます高まっており、取得や保有、利用について十分留意し、個人情報を適切に保護する必要がある。（守秘義務、個人情報保護、著作権及び肖像権保護）
- (ク) 発達障害のある児童生徒の理解に努め、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援ができるよう配慮する。（特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、個別の教育支援計画及び、個別の指導計画を全員作成）

(3) 体罰の禁止及び懲戒

体罰は、学校教育法第11条において禁止されており、校長及び教員は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはなりません。体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為です。

また、「愛のムチ」は、誤った考え方です。それにより正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為等の連鎖を生む恐れがあります。

ア 教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の様態等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要があります。この際、単に懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきです。

イ アにより、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴るなど）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させるなど）に当たると判断された場合は、体罰に該当します。

巻末資料5 参照

2 実態に応じた対応と連携

(1) 問題行動・不登校等の理解と対応

学校ではいろいろな問題行動に直面します。この問題行動の原因を捉え、適切に対処していくことが切に求められています。一方でそれらを未然に防ぐための対策を立てておくことが大切です。

ア 問題行動・不登校等の未然防止

- (ア) 学級、部活動、通学班等の友人関係（孤立や仲間外れ等）に目配りをする。
- (イ) 心身の不調を繰り返す児童生徒の精神的安定を図る。（気分転換を図ったり、休養させたりするとともに適切な保健指導を行う。）
- (ウ) やる気を育てる。（認めることにより、プラスの感情体験を積み重ね、得意な教科や趣味、スポーツ等を通じて自己実現ができるようにする。）
- (エ) 教師と児童生徒、児童生徒同士の間、互いに受け入れ認め合う人間関係を育成する。（*構成的グループ・エンカウンター等によって自己理解や他者理解を深め、学級での人間関係づくりに努める。）
- (オ) 日頃から児童生徒の家庭との連携を図り、保護者との信頼関係をつくる。

*構成的グループ・エンカウンター

「エンカウンター」とは、「出会う」という意味です。これは、グループ体験を通しながら他者に出会い、内なる自分に出会うものです。そして、人間関係づくりや相互理解、協力して問題解決する力等が育成されます。つまり、集団のもつプラスの力を最大限に引き出す方法といえます。

イ 不登校

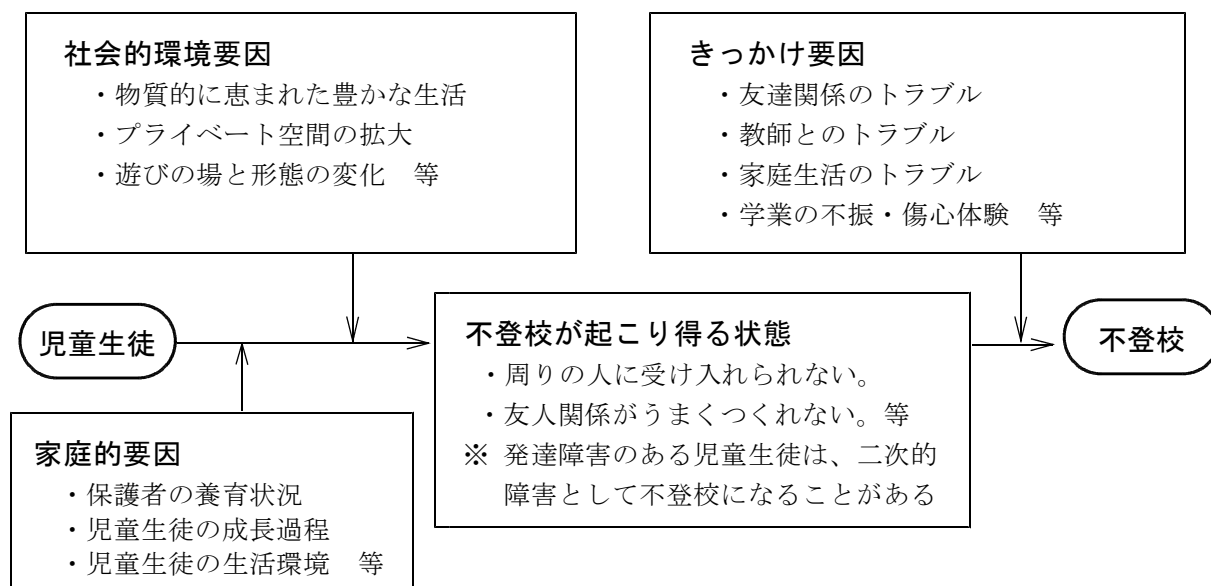
文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、不登校は「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）」と定義されています。不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得ることとして捉える必要があります。また、不登校というだけで「問題行動」と判断せず、学校・家庭・社会が不登校児童生徒に寄り添い、共感的理解と受容の姿勢をもつことが、児童生徒の自己肯定感を高めるためにも重要です。

ウ 不登校児童生徒に対する教育機会の確保等について

不登校児童生徒に対して「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年公布）」により、教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進されるようになりました。登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒や保護者の意思を十分に尊重しつつ、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すものです。 巻末資料6参照

(ア) 不登校発生のプロセス

不登校の発生は一般に次のように考えられ、どの児童生徒にも起こる可能性があります。



不登校になる児童生徒には次のようなサインが見られることがあります。見逃さないようにしましょう。

- 家庭で示す不登校のサイン**
- ・登校時になると元気がなくなる。
 - ・朝、機嫌が悪くなり怒りっぽくなる。
 - ・朝、頭痛・腹痛・発熱等を訴える。
 - ・布団にもぐり、なかなか起床しない。
 - ・登校時の行動がスローペースになる。
 - ・母親等への甘えが強くなる。
 - ・学校への不平や不満をよく訴える。 等

- 学校で示す不登校のサイン**
- ・欠席・遅刻・早退が目立つようになる。
(月3日以上の欠席者を月末に把握する。)
 - ・(2日連続の欠席時は電話又は家庭訪問をする。)
 - ・表情がさえなくなる。
 - ・保健室にいることが多くなる。
 - ・友達との関わりが少なくなる。
 - ・学習意欲が急に低下する。
 - ・特定の教科をひどく嫌うようになる。 等

(イ) 不登校児童生徒への対応

① 「社会的環境要因」への対応

- ・人との交流の機会が失われることのないように、地域での人間関係の回復を図ったり、児童生徒の社会的体験の場を増やしたり、児童生徒同士の遊びの場を確保したりする。

② 「家庭的要因」への対応

- ・親子関係等家庭生活の安定化を図るとともに、児童生徒のたくましさ育てるような関わり方を工夫する。

③ 「きっかけ要因」の克服

- ・全ての児童生徒にとって居場所となる学級づくりを進める。
- ・教師と児童生徒の間に信頼関係を形成する。
- ・授業や部活動の在り方を改善する。
- ・やる気をなくすような叱責や心ない発言をしない。
- ・家庭に対して、温かい家庭や親子関係の重要性を啓発する。

(ウ) 不登校児童生徒への指導・支援

① 学校全体の指導体制の充実を図る。

まず、直接影響を与え得る教師一人一人が、児童生徒について共通理解した上で指導・支援に当たる体制をつくるのが大切です。

校内で情報を共有し、共通理解の下で一貫した指導・支援に当たるための一つの方法として、不登校児童生徒について個別の指導記録を作成することが有効です。他方、学校に登校できない児童生徒が学校外の施設や専門機関に通っている場合や家庭から出られない場合も、自らの学校・学級の一員としての関係の糸を切らないよう、不登校児童生徒やその保護者との関わりをもち続けることが大切です。その例として、電話や家庭訪問、手紙等を通して児童生徒の状況や保護者が求める支援を把握することが考えられます。

② 児童生徒の状態を的確に判断し、適切な働きかけや関わりをもつ。

不登校には、心理的な問題だけでなく、いじめが原因になっているもの、虐待等の家庭の問題が背景にあるもの、発達障害等が原因になっているもの等があります。ただ状況を見守り、様子を見るのではなく、不登校の児童生徒がどのような状態にありどのような援助を必要としているのか、その都度見立て（アセスメント）を行った上で、適切な働きかけや関わりをもつことが必要です。その際、児童生徒本人が社会とのつながりを形成し、主体的に歩み出すための支援を行うという視点が大切です。

③ 保護者を支え、家庭や専門機関と連携を図る。

不登校の児童生徒と直接向き合っている保護者の不安や悩みは大変大きく、時にそれが児童生徒の心身の状態に影響を及ぼすこともあります。こうした保護者の気持ちを理解し、児童生徒のみならず家庭に対して適切な働きかけや支援を行うことが、不登校児童生徒本人にも間接的な効果を及ぼすものと期待されます。担任や養護教諭が保護者の相談に応じたり、教育センターや適応指導教室、児童相談所等の専門機関を紹介したりするなどして、適切な対応を行うことが大切です。その際、学校は、当該児童生徒や保護者と話し合うなどして「児童生徒理解・教育支援シート^{*}」等を作成し、組織的・計画的な支援を実施することが有効です。

^{*}児童生徒理解・支援シートの作成と活用について

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2018/05/24/1405493_001.pdf

④ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携を図る。

連携とは、学校だけでは対応しきれない児童生徒の問題行動に対して、関係者や関係機関と協力し合い、問題解決のために相互支援をすることです。学校で「できること」「できないこと」を見極め、専門家や専門機関等と連携して対応することが必要です。

スクールカウンセラーは、臨床心理学やカウンセリング理論を身に付けた心の専門家です。不登校の児童生徒に対して、スクールカウンセラーがカウンセリングを実施することにより、児童生徒の不安が減少し、登校できるようになることがあります。また、保護者もカウンセリングを受けることにより、児童生徒に対する理解と対応の仕方に気付くことがあります。

スクールソーシャルワーカーは、社会福祉等の専門的な知識や技能をもつ専門家で

す。児童生徒の不登校の背景には、心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等、児童生徒の置かれている環境の問題があるために、学校だけでは問題の解決が困難なケースもあります。そのような場合には、スクールソーシャルワーカーの支援を受け、積極的に関係機関と連携して対応することが求められます。

○不登校を生まない教師の姿勢

- | | |
|--------------------|----------------------|
| ・聴く姿勢を大切にする。 | ・優しさを忘れない。 |
| ・注意の仕方を工夫する。 | ・機会を捉えて励ましたり、ほめたりする。 |
| ・体罰は絶対に加えない。 | ・児童生徒を傷つける軽率な言動をしない。 |
| ・児童生徒を過度に責めない。 | ・児童生徒や家庭に責任を押し付けない。 |
| ・自分の間違いは素直にわびる。 | ・目立たない児童生徒への気配りをする。 |
| ・時には失敗してもよいことを伝える。 | |

ウ いじめ

(ア) いじめの定義(文部科学省)

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」（平成25年法律第71号 いじめ防止対策推進法より）。なお、起こった場所は学校の内外を問わないとされています。いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要です。 卷末資料4参照

- ① いじめか否かの判断はいじめられた児童生徒の立場に立って行う。
 - ・「物理的な影響」とは、身体的な影響の他、金品をたかられたり隠されたりすること、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味します。
 - ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要があります。
- ② いじめは学校外でも起きる。
 - ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒が有する何らかの人的関係を指します。
- ③ いじめを否定する児童生徒がいる。
 - ・「心身の苦痛を感じているもの」という要件を限定して解釈することのないように努めなければなりません。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場面が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして、確認する必要があります。

(イ) いじめへの対応と指導

① 発見

「いじめは、どの子供にも起こり得る」という認識が必要です。そして、児童生徒が発する小さなサインを見逃すことのないよう日頃から丁寧な児童生徒理解を心がけ、早期発見に努めなければなりません。そのためには、日常の観察であっても

児童生徒の表面的な行動のみを見るのではなく、内面の感情に思いをはせ、違和感を敏感に感じ取る必要があります。また、定期的なアンケート調査や個人面談を通して児童生徒の声が担任に届くようにし、いつでも相談できる信頼関係を日常的に築いておく必要があります。その他、保護者や地域からの情報もいじめ早期発見の重要な手がかりとなります。

② 情報収集・事実確認

学年主任は、担任及び学年担当教諭に、被害児童生徒の速やかな面談を指示し、報告を求めます。担任は、被害児童生徒の保護者に連絡し、家庭での様子等も聴き取ります。また、今後の学校の対応等について保護者に説明します。

いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒だけでなく、周りで見えていた児童生徒からも話を聴き、できる限り事実を正確に把握します。

③ 方針決定

いじめ対策組織(緊急対策会議)で、いじめが確認された場合には、対応チーム(生徒指導主事、教育相談担当者、養護教諭、学年主任、担任等で構成)を組織し、指導方針を共通理解した上で役割分担して迅速に対応します。必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携して対応します。

④ 対応

(i) 被害児童生徒への支援

「先生は今後いかなることがあっても自分を守ってくれる」という安心感や信頼感をもてるようにすることが大切です。そして、いじめによって受けた心の傷を温かく癒すことに努めます。対人関係に不安があるときには、教育相談を継続しながら温かく支え、共に考える姿勢で自立を促していくことが求められます。

(ii) 加害児童生徒への指導・支援

いじめを行った児童生徒には、いじめは絶対に許されないという意識を徹底させる指導とともに、そのような行動に向かう原因や背景を探り、それを解消する指導をします。その際、「行為」を問題にして、「人格」を否定しないことに留意します。指導を行わなければいじめが一段と陰湿で深刻なものになることがあるので、細心の注意を払って対応することが大切です。

(iii) 観衆・傍観者*への指導・支援

観衆・傍観者の立場にある児童生徒に対しても、いじめられている児童生徒の気持ちを考えさせ、自らの態度を振り返らせる指導をしていくことが大切です。その際、観衆・傍観者も、いじめを受けている児童生徒にとっては心理的な加害者であることを指導します。また、望ましい集団の在り方を児童生徒と一緒に考えていくことが大切です。

(iv) 保護者への対応

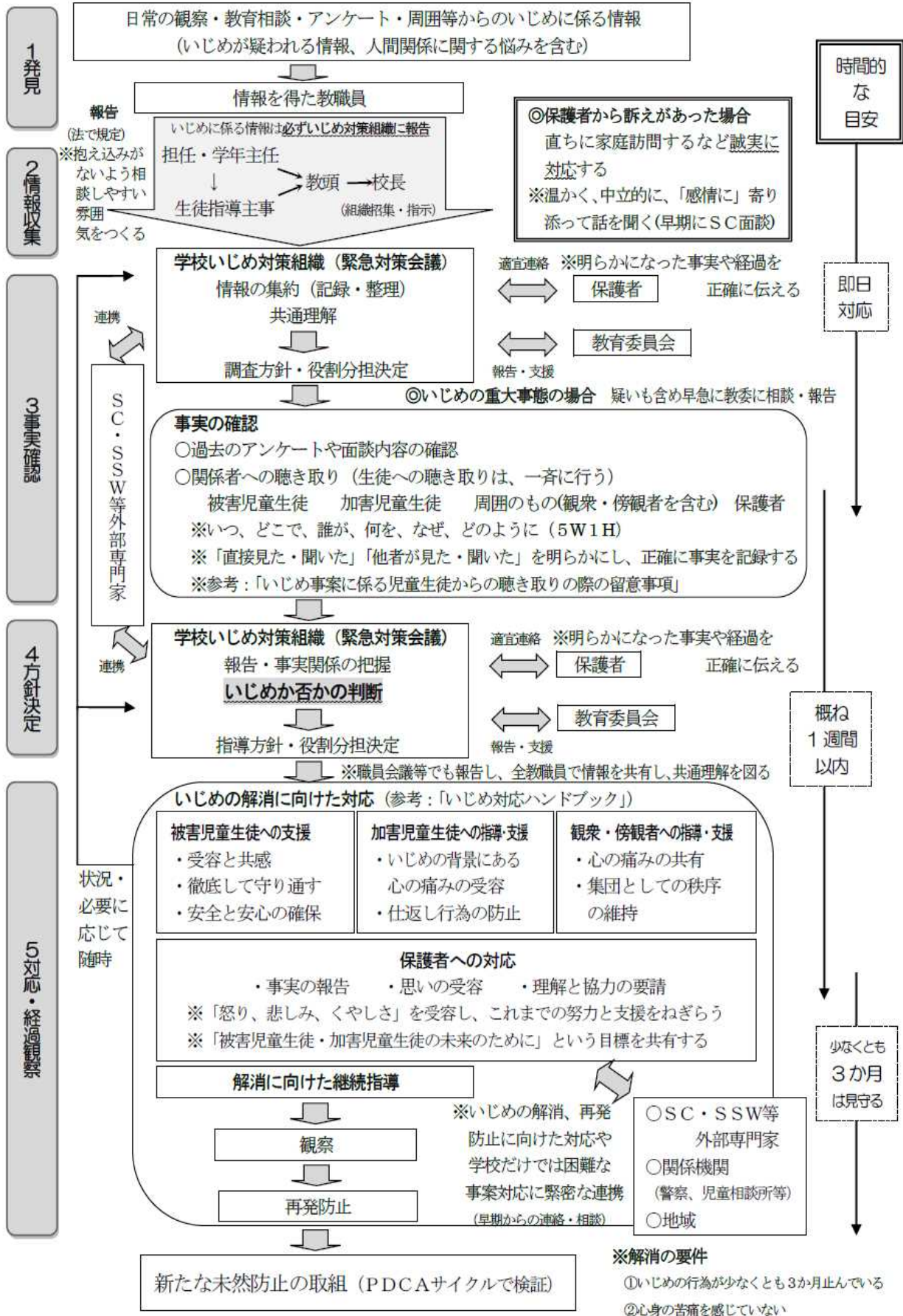
保護者には誠意ある態度で事実を正確に伝える必要があります。教職員全員でいじめから被害児童生徒を守るようにすることや解決に向けての方策等、学校の方針について保護者の理解を得た上で、「被害児童生徒・加害児童生徒の未来のために」という目標を共有しながら、連携して解決を図ることが大切です。

*「観衆」「傍観者」 第6章 人権教育 4 いじめ問題について p.58参照

⑤ 経過観察

いじめが解消したと判断しても、継続して関連情報を教職員間で共有し見守ることが大切です。(解消要件 「1 いじめの行為が少なくとも3か月止んでいる」「2 心身の苦痛を感じていない」) 年度をまたぐ場合は、新たな担任との念入りな引継ぎを行い、見守りや支援を継続するようにします。

いじめ事案対応フローチャートモデル（組織対応の流れ）



<参考となる資料>

- ・「いじめ対応ハンドブック」富山県教育委員会 平成25年3月
- ・「いじめの防止と解消のために(教員向けリーフレット)」富山県教育委員会平成25年3月
- ・「いじめの防止と解消に向けて(保護者向けリーフレット)」富山県教育委員会平成26年3月
- ・「いじめの発見と学校の組織的な対応に係る留意点について」富山県教育委員会 平成27年8月
- ・「いじめ事案対応フローチャートモデル(組織対応の流れ)」富山県いじめ防止対策推進委員会 平成29年11月

エ 喫煙、飲酒、薬物乱用に関する課題

未成年者の喫煙、飲酒は、「未成年者喫煙禁止法」及び「未成年者飲酒禁止法」によって禁止されている行為です。薬物乱用は年齢にかかわらず「覚せい剤取締法」等の様々な法律で禁止されている行為です。喫煙、飲酒、薬物乱用は、心身が発達途上にある児童生徒の健康にとって深刻な影響を及ぼすことが分かっています。青少年の薬物乱用は、近年低年齢化の傾向にあることから、喫煙、飲酒も含め、健康に関する現代的な課題と受け止めてしっかりとした対応が求められます。

(ア) 学校の対応

学校においては、児童生徒の喫煙、飲酒、薬物乱用の行為を未然に防止することが第一です。自分には関係ないと思っている児童生徒に、言葉巧みに誘いをかけてくるケースが多いので、薬物がもたらす恐ろしい害に関する正しい知識を身に付け、自分を守ることを教えていかなければなりません。

なお、喫煙、飲酒、薬物乱用と健康に関する内容は、小・中・高等学校の学習指導要領の保健(保健体育)において、それぞれの発達の段階に応じて位置付けられています。

(イ) 喫煙、飲酒、薬物乱用に関する生徒指導

喫煙、飲酒、薬物乱用の問題を抱える児童生徒に対する生徒指導については、早期発見、早期対応のための指導を充実させることが大切です。万が一、児童生徒が薬物に手を出してしまったときは、話をじっくり聴き、一緒に考えることで、親身になって心配してくれる人がそばにいと実感させることが何より大切です。また、保護者及び関係専門機関と密接な連携を図り、指導に当たることが重要です。

薬物乱用の問題については、犯罪組織等による薬物の供給が背後にあることが多いので、学校でこのような問題が起きた場合には教師単独で解決するのは極めて困難です。児童生徒の薬物所持が判明した場合には、所持そのものが法的に禁止されているため、学校で保管できないことにも留意する必要があります。また、薬物依存の疑いのある児童生徒については、精神保健福祉センター等の医療機関や警察に速やかに相談するなど、的確な連携が必要になります。

オ 性に関する課題

近年、児童生徒を取り巻く性に関する環境の変化は、児童生徒の性意識や規範に様々な影響を与えています。好奇心からの不健全な性行為や、SNSや出会い系アプリ等を使用した性非行が大きな社会問題となっています。また、性的虐待や性的被害を受ける場合もあります。このようなことに巻き込まれないように、性に対するしっかりとした知識と態度をもつよう指導する必要があります。

(ア) 学校の対応

問題の対応に当たっては、教職員間で情報を共有し、役割を分担して組織的に対応することが重要です。また、性に関する問題行動や性的被害は、学校管理下だけで起こる

ものではないことから、校内及び校外の関係機関との連携が重要です。また、性的虐待や性的被害等は発見しにくいものですが、本人からの訴えや健康相談、保健室での会話や様子の観察等から、養護教諭によって発見されることがあります。日頃から、養護教諭と他の教職員が情報の共有を図っていくことが大切です。

(イ) 性非行や性的被害に関する生徒指導

問題や心配事を抱えた児童生徒の多くは、表情や態度等に何らかのサインを発しており、教員は気付きの感度を高める努力が求められます。そして、心からその児童生徒のことを思って、本人を責めるのではなく、そうせざるを得なかった気持ちをしっかり受け止めた上で、やめさせる指導をします。自分自身を大切にすることや、性に関する正しい知識・情報を教えることも必要です。家庭に対しては、本人の立ち直りに向けて課題を共有しながら真剣な取組を求め、指導していきます。

カ インターネット・携帯電話等に関する課題

インターネット・携帯電話等の普及に伴い、それらの使い過ぎによって児童生徒の生活習慣が崩れたり、望ましくない使い方が深刻なトラブルを引き起こしたりしています。また、インターネット上のサイトやSNS等を利用し、特定の児童生徒に対する誹謗・中傷が集中的に行われたり、他人になりすまして特定の児童生徒に対する誹謗・中傷を不特定多数の携帯電話等に送りつけたりするなど、ネット上のいじめが深刻化しています。そのような中で、児童生徒がコンピュータやインターネットを活用し、情報社会に主体的に対応できる情報活用能力を身に付けることが重要です。また、利用時の危険回避情報等の正しく安全な利用を含めた情報モラル教育が不可欠です。

(ア) ネット上のいじめへの対応

ネット上のいじめを発見した場合には、家庭と連携して被害児童生徒へのきめ細かなケアを行うとともに、警察や法務局等の関係機関と連携し、サイト管理者やプロバイダ等へ書き込みを削除要請するなど、迅速で適切な対応に努めることが重要です。加害児童生徒が判明したときには、たとえ安易な気持ちで書き込んだとしても被害者の心の傷は深いことに気付かせます。また、日頃から児童生徒に対して「情報モラル」に関する教育を行ったり、携帯電話等に関するルールを決めてそれを徹底させたりするなどして、未然防止に努めることも大切です。

(イ) 「コミュニティサイト」を利用した事犯への対応

近年、SNS等のコミュニティサイトを利用して児童が性犯罪等の被害に遭う事例が増加しています。これに限らず、アダルトサイト、違法薬物販売サイト、自殺方法に関するサイト等に容易に接続できてしまうことから、ネット上の違法・有害情報全般から児童生徒を遠ざけるため、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」では、携帯電話事業者、接続プロバイダ、パソコンメーカーに対して違法・有害情報フィルタリングの提供義務を課しています。

また、保護者に対し子供のインターネット利用を適切に管理する責任と義務があることを明記しています。家庭内においても、フィルタリングの利用はもちろん、SNS上に、児童生徒が無分別に個人情報公表したり知らない人と接触したりすることのないよう注意を促しましょう。

<参考となるWebサイト>

- ・「ネット・ケータイトラブル 学校での対応事例」富山県教育委員会
http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/3002/kj00007537.html
- ・富山ネットトラブル情報サイト「ネットあんしん富山」富山県教育委員会
<http://www.tym.ed.jp/mobile>

(2) 問題行動解消への支援と連携

ア 一人一人に応じた教育相談

児童生徒の問題行動が深刻な状態にならないためには、問題の早期発見、早期対応が必要です。そのためには、一人一人に応じた教育相談を進めていくことが望まれます。教育相談を行うことによって、情報収集だけでなく、児童生徒との人間的な触れ合いを深めることができます。悩みの軽減や解消を図ったり、自分の抱えている問題に早く気付くように支援したりして、よりよく生きようとする意欲を高めることもできます。

まず、いかにして児童生徒との信頼関係をつくるかがポイントです。面接場面では、どのような話にもじっくり耳を傾け、慌てず、根気よく聴くことが必要です。「なるほど、それもそうだね。」などと相づちを打ちながら、和やかに相談を進めていき、児童生徒が相談に来てよかったと感じられるような対応に努めます。教師の不用意な一言が、児童生徒の自主性や意欲を減退させたり、ようやく築かれた信頼感を一瞬にして失わせたりすることがあるので、十分に言葉を吟味して対応することが大切です。面接の中で気付いたことはその場では記録せず、後で記録し資料とします。

イ 学校における連携

学級の問題や児童生徒の問題行動は担任だけの対応にとどめず、学年主任や生徒指導主事等に知らせ、情報や助言を得ることができるようにします。一人で抱え込まず、問題によっては、生徒指導委員会等で検討し、組織的に問題の解決を図るようにします。また、他の学級の問題であっても、自分の学級の問題として指導に積極的に協力します。全教職員の協力の下で問題に対応することが大切なのです。

ウ 保護者との連携

保護者とは信頼関係をつくり、一致した方針で指導を進める必要があります。学業成績や問題行動についての話し合いにとどまることなく、普段から児童生徒のよい点や努力している点について話すなど、和やかな接し方で信頼関係をつくります。学校や学年の重点指導事項・方針等については、家庭にその理解を求め、両者一体となって指導を進めます。そのために、懇談会、PTA通信、学年・学級だより等を通して、情報交換を積極的に行うことが必要です。

エ 関係機関との連携（巻末資料7参照）

指導・援助をより効果的に進めるためには、関係機関との連携が必要な場合もあります。関係機関とは、関係教育委員会や、教育センター、教育事務所、児童相談所、警察等の相談機関です。

しかし、保護者との信頼関係が確立していないのに関係機関への相談を勧めると、保護者は「学校から見捨てられた」と受け取り、不安が大きくなることがあります。まずは、今、児童生徒にどのような援助が必要かを保護者とよく話し合い、より専門的な関わりが必要という考えで一致した場合に、適切な機関を紹介するようにします。その際、「学校はこれからもずっと支援を続けていきますよ」と、保護者を支えていく姿勢を伝えることが重要です。